

器 25 医療用鏡 一般医療機器 可搬型手術用顕微鏡 36354020
 (器 25 医療用鏡 一般医療機器 手術用顕微鏡 36354010)
 (器 25 医療用鏡 一般医療機器 架台式手術用顕微鏡 36354030)
 (器 21 内臓機能検査用器具 一般医療機器 歯科用口腔内カメラ 70179000)

特定保守管理医療機器/設置管理医療機器

エアリア4K(天吊り式)

【警告】

平らな場所に設置をし、本体に純正のアクセサリ以外を取り付けたり、物をぶら下げたりしないで下さい。
 [不安定になると転倒の恐れがあります]

【禁忌・禁止】

1. 歯科治療以外には使用しないこと
2. 機器の形状変更や、改造を行わないこと。
3. 機器を落下させたり、破損が生じるようなことがあった場合、自分で修理をしてはならない。

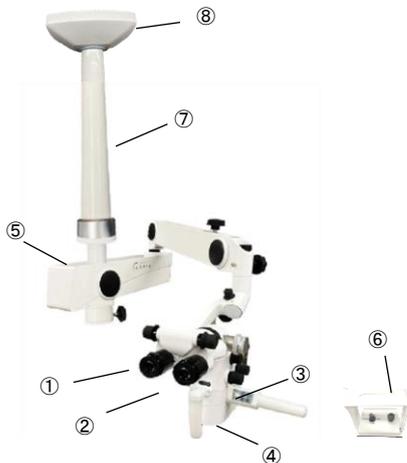
【形状・構造及び原理等】

1. 構成

本品は、顕微鏡本体(①~④)・アーム(⑤)・フットコントローラー(⑥)により構成されています。取付タイプに応じて付属品であるコラム及びマウントを取り付けます。セットの内容により必要に応じて構成部品を単独で輸入、販売することがあります。

取付タイプ	
架台式手術用顕微鏡	天吊り式

1. 外観



天吊り式

① 双眼鏡筒	⑤ アーム
② 角度90度ビームスプリッター	⑥ フットコントローラー
③ ハンドルコントローラー	⑦ 天吊りコラム(付属品)
④ 対物レンズ	⑧ 天吊りマウント(付属品)

仕様

光源	LEDライト
照度	60,000ルクス(焦点距離:200mmの場合)
総合倍率	1.6~21.0倍
焦点距離	最小倍率時:200~500mm
	最大倍率時:230~400mm
視野	φ111~7.4mm
色	ホワイト

2. 作動原理

● 顕微鏡本体:

顕微鏡本体内部にある光源機構から送られたLED光線が顕微鏡内部の光学レンズを介して対象物を明るく照明する。使用者は顕微鏡本体の接眼鏡筒を通して対象物を見ることが可能となる。双眼鏡筒は0~200°まで角度調節が可能です。鏡筒本体は電動で倍率及びフォーカス調整を行う機能があり、使用者はハンドルコントローラーもしくはフットコントローラーを使用し、総合倍率及び焦点距離を調整することができる。鏡筒本体の光源機構で光量を調節することができる。鏡筒本体の軽やかな操作性を保つため、アームのバランス機構により鏡筒の傾きと角度のバランスを調節できる構造になっている。

● 口腔内カメラ

顕微鏡本体に内蔵された4Kカメラによって対象物の静止画・動画を撮影することができる。撮影操作はハンドルコントローラーもしくはフットコントローラーで行うことができる。

【使用目的又は効果】

○歯科治療、検査及び主として外科処置に用いる光学顕微鏡で、施設の建造物の天井へ固定されている機器。(天井懸架式)

電気的定格:

定格電源電圧	AC100-220V
定格電源周波数	50/60Hz

寸法: 取扱説明書を参照

【使用方法等】

取扱説明書に従い、主に次の順序で行う。

- (1) 本品アームの電源を入れる
- (2) 対象物を観察野に入れる。
- (3) 双眼鏡筒の瞳孔間距離を調節する。
- (4) 双眼鏡筒の視度を調整する。
- (5) ハンドルコントローラーもしくはフットコントローラーで焦点を合わせる。
- (6) ハンドルコントローラーもしくはフットコントローラーで、倍率を選択する。

取扱説明書を必ずご参照下さい

- (7) 対象物の観察を行う。
- (8) 必要に応じて静止画・動画の撮影を行う。
- (9) 使用後は電源を切る。

【使用上の注意】

- ・ 使用方法は、必ず使用説明書を熟読して行うこと。不明な点がある時は、必ず製造販売元に問い合わせること。
- ・ 当マイクロスコープを使用する場所が、当消費電力を十分まかなえる容量を備えていることを確認すること。
- ・ 機器を作業中に、異常音、異常熱が認められた時、機器の作動はすみやかに中止すること。
- ・ 最初の使用前に、パーフォーカル設定をすること。パーフォーカル調節手順は取扱説明書を参照。

【保管方法及び有効期間等】

- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- ・ 通気性の良い、汚染、破損を受けない場所に保管すること。
- ・ 特定保守管理医療機器であるため、取扱説明書に従い、必ず定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・ ライトは種類によって使用期限が異なる。詳細は、取扱説明書や製造販売元に問い合わせること。
- ・ 耐用期間：6年

【取扱い上の注意】

- ・ 機器の破損が生じる恐れのある、粗雑な取扱をしないこと。

【保守・点検に係わる事項】

レンズ、本体表面は定期的に清掃して下さい。(詳細は取扱説明書を参照)

【使用者による保守点検事項】

下記に主な点検内容を記載する。詳細は取扱説明書を参照。

点検内容	点検頻度
接眼レンズ、対物レンズに汚れが付着していないか確認する。	毎回使用前
バランスアーム確認。鏡筒がしっかり止まるか確認する。	毎回使用前
ビームスプリッター固定ネジが緩んでいないか確認をする。	1週間ごと
アーム動作に異常がないか確認をする。	1週間ごと

【業者による保守点検事項】

定期点検は使用者が実施を行う。点検の結果、不合格時は販売店、又は指定する業者へ依頼し点検を実施する。
詳細は取扱説明書を参照。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者： 名南歯科貿易株式会社

TEL： 052-799-4075

FAX： 052-353-6610

製造業者： Chengdu corder optics & Electronics Co., Ltd.
中華人民共和国

取扱説明書を必ずご参照下さい